

1. 本市児童館の概況

令和7年6月議会において、児童館改修整備基本構想の策定に向けた補正予算が可決された。令和7年度中の児童館の在り方の整理、老朽化の進む児童センターこどもの城の改修の方向性を盛り込んだ基本構想を策定する予定。

	児童センターこどもの城	川越駅東口児童館	高階児童館
所在地	石原町1丁目	菅原町(クラッセ川越内)	藤間(高階市民センター内)
設置年(築年数)	昭和58年(43年目)	平成14年(24年目)	平成20年(18年目)
児童福祉法上種別	児童センター(大型) ※年長児童(中学生)の利用に配慮するよう位置づけ	小型児童館 ※小地域の児童が対象(特に低学年や留守家庭児童)	同法上の位置付け無し ※川越市児童館設置条例にて位置づけ
面積	建物敷地 1,959㎡、 広場・駐車場 1,608㎡、 延床 1148.1㎡	延床 388.11㎡	延床 349.77㎡
運営主体	直営(児童厚生業務:(公財)施設管理課公社へ委託)		直営
開館時間/休館日	9:30~17:30 /	共通:年末年始	こどもの城:月曜 高階:月曜 東口:火曜
主な設備	プラネタリウム、天体観測室、視聴覚室、ロビー	遊戯体育室、ホール、集会室兼創作室、図書室、事務室	遊戯室、ホール、事務室
R6年度利用者数	46,063名	23,849名	42,230名

2. 本市各種計画における児童館の方向性

川越市こども計画 [令和7年度~令和11年度]

・児童館機能の整備

各児童館の特性を生かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め、国際理解を促進する等、豊かな感性・情操を育む児童館事業を推進します。

また、児童センターこどもの城について、老朽化した施設・設備を改修するとともに、利用者ニーズによる屋内プレイエリアや、屋外広場の改修等を行い、若者も含めたこどもの居場所の機能としての役割に加え、誰もが利用しやすい快適な空間の創出を図ります。

川越市個別施設計画(公共施設編) [令和2年10月]

・児童福祉施設の整備更新の方針

「子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち」づくりに資するため、児童館等のサービス提供手法について検討を進めます。児童館の3館及び子育て支援センターは、すべて新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。また、児童センターこどもの城は、民間委託等推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を検討し、施設効用の向上を図ります。なお、児童センターこどもの城は、プラネタリウムの必要性について検討します。

川越市第二次民間委託等推進計画 [令和5年3月]

・児童館管理運営業務(高階、川越駅東口)

方針
施設全体の管理方法等と併せて、外部委託の拡充や指定管理者制度導入について検討する。

3. 児童館を取り巻く状況

①【国】児童館ガイドラインの改正(こどもを取り巻く環境の変化)

令和7年4月1日付けで改正があった国の示す児童館ガイドラインにおいて、児童館に求められる機能・役割、活動内容のポイントは以下のとおり。(こども家庭庁通知から抜粋)

・遊びとソーシャルワーク

こどもや子育て家庭が抱える課題を発見し、課題解決に向けた対応をソーシャルワークとして展開すること。

・中・高校生世代の利用

居場所となる利用可能な環境づくり(開館時間、スペース、利用方法等)に努めること。

・災害時のこどもの居場所

こどもの心身の安全を確保するため、一時的な安全確保の場となること。

・新たな居場所づくり

特別なニーズを持つこどもや、地域性を忌避する傾向のあるこども等の、多様なニーズに応えるため、オンラインやSNSを活用した相談や交流等も検討されたい。

・居場所づくりのコーディネーター

こどもの居場所づくりに関する情報収集・発信、助言、調整等のコーディネートを行うことや施設の利活用、プログラムの提供等で地域住民の居場所づくりの活動と協働すること

・こどもの権利や意見を尊重した活動

こどもの発達段階に応じて、丁寧に意見形成への支援を行うことや、意見聴取を工夫して行い、意見反映につなげること。

・配慮を必要とするこどもへの対応

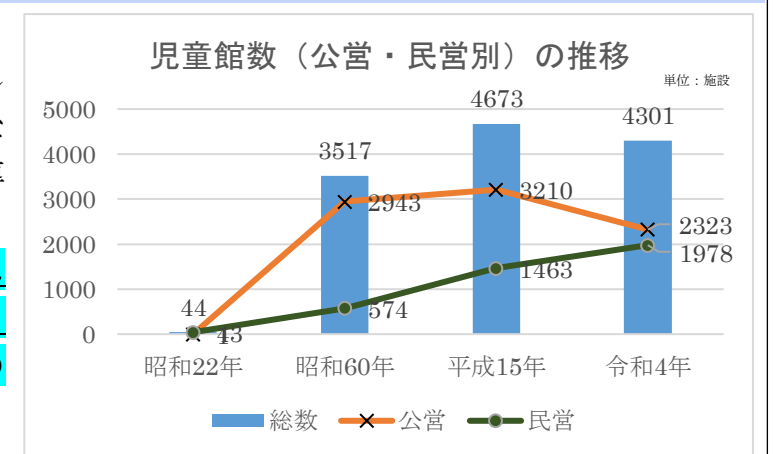
社会的・文化的な困難や障壁(性別、国籍、社会的地位、経済的格差等)をもったこどもたちを支援するため、インクルーシブな環境を実現すること。

⇒今後の児童館運営において、線部について、多様な役割・機能を発揮できる児童館として体制を強化するために、庁内の各部署と連携し、実施可能な取組・施策展開を検討しながら、改修整備やリニューアルに向けた準備を進める。

②【全国】運営主体の多様化

現在、それぞれの児童館を直営で運営してきているが、児童館設置当時と全国的な状況を比較すると、相対的に民間活力を導入した児童館が増加している。

⇒「児童館運営手法の検討」の中で、どのような手法が、本市の各児童館運営をより効果的に機能発揮できるのか、児童館の改修と併せて検討する。



4. 児童館改修整備に向けた課題・取組方針

今後の取組として、本市の計画における児童館の方向性や、社会情勢の変化、国の施策の動向（児童館ガイドライン等）、児童館利用者等のニーズ調査を踏まえ、以下の課題解決に取り組んでいく。

【課題・取組方針の体系別整理】

本市児童館のあり方、各館の機能・役割の整理【基本構想】

本市の各児童館では施設の特性を活かしつつ、こどもの居場所として役割を果たしてきた。一方で、施設の老朽化やこどもを取り巻く環境の変化がある中で、改めて、**各児童館のあり方や機能・役割の整理、施設コンセプトの位置付けを行う**必要がある。その過程を踏まえて、ハード面では、**主にこどもの城に係る施設整備の方向性を定める**こととする。

ハード面 [主にこどもの城]
(施設・設備)

1. 施設の長寿命化(基幹設備更新)

重要設備の機能改善を図るため、令和10年度まで目処に設備更新を行う。
 ・ 建築工事（外壁、屋上防水等）
 ・ 電気設備（エレベータ、受変電等）
 ・ 機械設備（給排水、受水槽等）

2. 屋内プレイエリア改修

財源の有利な地方債・補助金を活用し、令和10年度までを目処にリニューアル改修を行う。
 ・ 施設コンセプト、児童館ガイドラインに沿った施設空間の再構築
 ・ こどもが快適に過ごせる空間づくり（トイレ、バリアフリー等）

3. プラネタリウム更新

こどもの城リニューアルに併せて、プラネタリウム存続の可否を検討する。

4. 屋外広場改修

こどもの城リニューアルに併せて、広場の効果的な活用方法を検討する。

ソフト面 [主に児童館全体]
(運営・管理)

1. 児童館運営手法の検討(3館)

児童館設置当時と比較して、全国的に民間活力を導入した児童館が増加しており、より効果的な児童館運営手法を検討する。
 指定管理者制度を導入する場合には、令和11年度開始に向けて取組を進める。

2. こどもの城の取組体制の強化

国の示す児童館ガイドラインを踏まえ、多様な役割・機能を発揮できる児童館として体制を強化する。
 ・ 各課取組との連携
 令和7年度中から、庁内に幅広く実施可能な取組・施策を募集し、連携に向けた検討・調整を進める。

3. 施設利用向上への取組

施設の利用者数や認知度向上に向けた取組・検討を進める。
 ・ ネーミングライツ活用の検討
 ・ 開館時間の延長の検討
 ・ 中高生世代向けのイベント実施 他

5. スケジュール (案)

令和7年度中に、基本構想策定に向けた作業を行っていく。**10月以降に予定している児童館運営委員会にて基本構想案を諮問する予定。**

令和8年度以降、ハード面では、基本計画・実施設計、改修工事等に着手し、ソフト面では、指定管理者制度の導入等の取組を検討・準備し、それぞれ令和11年度の開始に向けて取組を進める。

【令和7年度中の取組予定】

月	取組事項	説明
7	7/25 基本構想策定支援業務委託入札日	・ 策定支援事業者決定
8	下旬 児童館運営委員会①	・ 基本構想策定に向けた取組説明
9	基本構想策定検討資料作成	・ 事業者との基本構想案、検討資料調整
10		
11	月上旬 児童館運営委員会②	・ 基本構想案、検討事項の諮問 ・ 運営手法に係る意見聴取
12	月上旬 児童館運営委員会③	・ 答申、基本構想案の確認
	下旬 基本構想策定	・ 運営手法に係る検討状況報告 ・ 市長決裁
1	1/29 庁議（報告）	・ 基本構想（完成版）の報告
2	2/28 策定支援業務委託完了	・ 成果品納品
3	児童館運営委員への状況報告	

【令和8年度以降の取組予定】

月	取組事項	説明
8	○こどもの城改修工事基本計画・実施設計	・ 年度当初からプロポーザル実施
9	○こどもの城改修工事着手（継続費想定）	・ 長寿命化、リニューアル工事（こどもの城休館）
	○指定管理者制度導入に係るパブリックコメント実施、条例改正議案提出	・ 川越市児童館条例の改正
10	○こどもの城改修工事完了	・ 長寿命化、リニューアル工事（こどもの城休館）
	○指定管理者制度導入に係る事業者募集	・ 募集方法も含めて今後検討する。
11	○こどもの城リニューアルオープン	・ 年度当初からの供用開始を予定
	○指定管理者制度導入開始	・ 年度当初からの導入開始を予定

※指定管理者制度については、導入を実施することとした場合の予定であるため、検討経過によって変更が生じる可能性があります。